

川越都市計画道路（3・5・17笠幡小仙波線） 都市計画変更素案について

平成30年2月24日

川越市都市計画課

■ 説明内容

- 1 都市計画道路について
- 2 都市計画道路の変更素案について
- 3 用途地域とは
- 4 用途地域の変更素案について
- 5 今後の手続きの流れについて
- 6 よくある質問

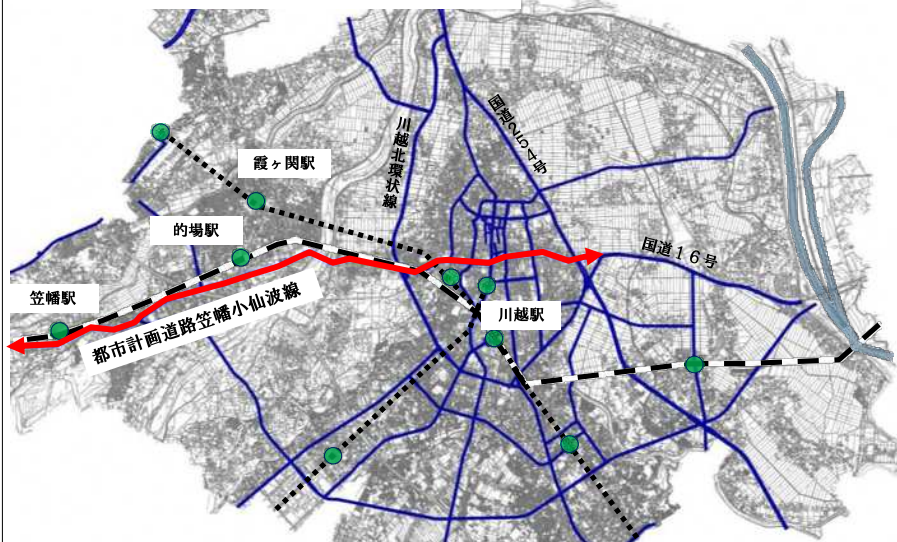
1. 都市計画道路について

■ 都市計画道路とは

- 都市計画道路は、将来のまちの姿を考慮して計画される都市の骨格となる道路です。
- 都市計画法に基づいて都市計画決定され、あらかじめルート・幅員などが決められています。
- 川越市内では、40路線、約11.1kmが都市計画道路として計画決定されています。 ※H28年度末時点
- 川越市内の都市計画道路の整備率は、約4.5%（49,885m）です。 ※H28年度末時点

2

■ 川越市の都市計画道路



3

2. 都市計画道路の変更素案について

■ 計画変更の必要性

計画変更の経緯

- 都市計画道路の多くは、高度経済成長期の市街地拡大や自動車交通の増大を前提に計画されており、その後の社会情勢や交通需要等の変化に伴い、当初予定されていた役割や整備の必要性に変化が生じています。

路線の変更理由

- 当該路線は県道川越日高線と重複する路線であり、すでに幹線道路としての機能を概ね果たしています。
- 一部区間において、計画線と現道（県道川越日高線）が乖離しており、近年の公共投資を取り巻く環境を踏まえ、効率的な整備の推進や、現況にあった土地利用を図る観点から、現道を活用した線形に変更するものです。

4

■ 変更範囲

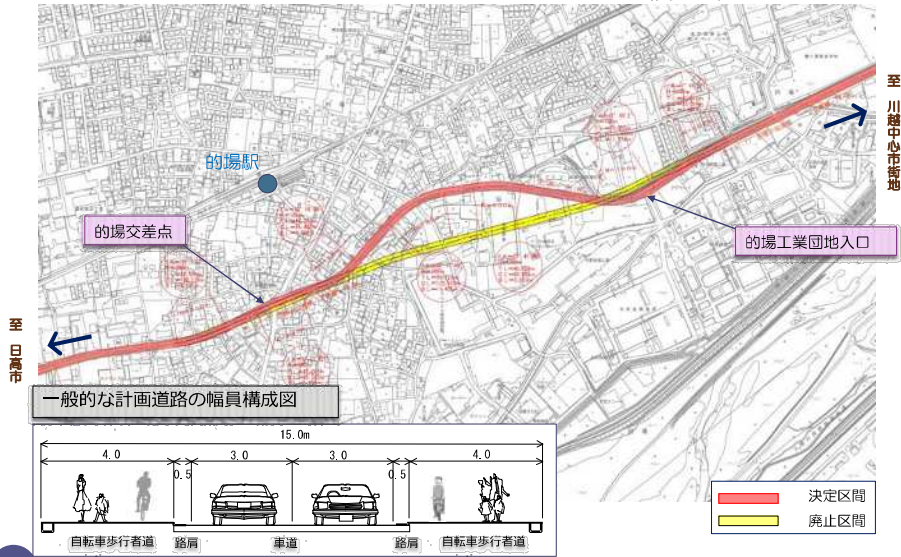
的場交差点からの場工業団地入口付近までの区間を変更します。



5

■ 変更内容

- 県道川越日高線にあわせた道路線形に計画を改めます。(幅員15m)



6

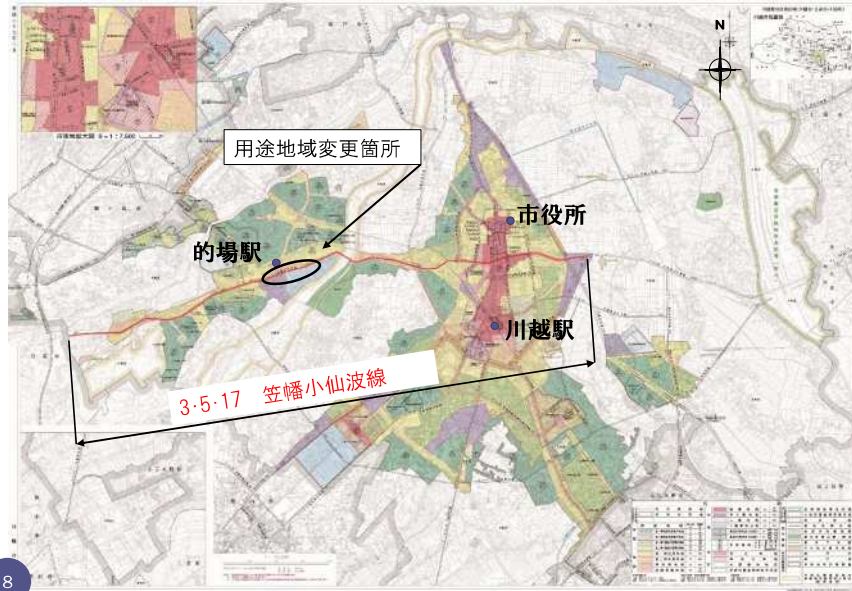
※幅員構成図は、幅員15mの場合の一般的な構成を示したものであり確定したものではありません

3. 用途地域とは

- 都市計画の中で住宅地、商業地、工業地など土地の使い方を12種類に区分し、「用途地域」として定めています。
- 用途地域の指定により、それぞれの地域ごとに建えられる建物が決められています。
- 今回の用途地域の変更は、都市計画道路笠幡小仙波線の線形変更にあわせて、見直しを行うものです。

7

■ 川越市の都市計画図



8

4. 用途地域の変更素案について

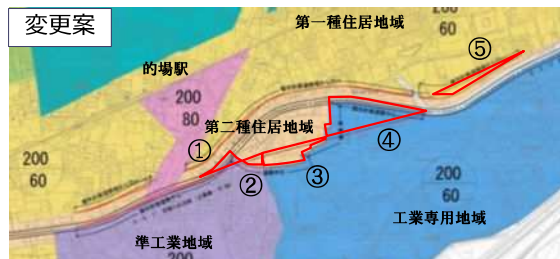
- 都市計画道路3・5・17号笠幡小仙波線の都市計画変更に伴い、秩序ある土地利用を誘導するために用途地域を変更します。



主な用途地域変更箇所

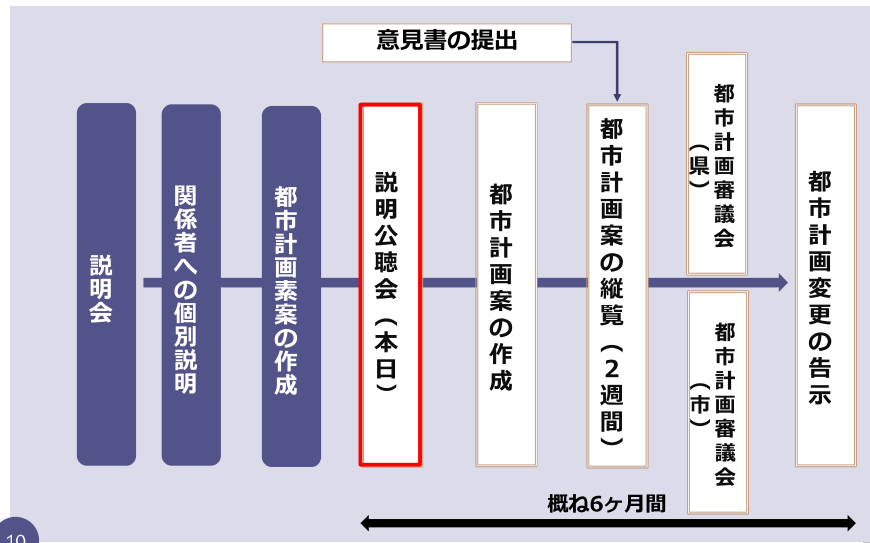
番号	変更前	変更後
①	第二種住居地域	準工業地域
②	準工業地域	第二種住居地域
③	工業専用地域	第二種住居地域
④	第二種住居地域	工業専用地域
⑤	第二種住居地域	第一種住居地域

※変更箇所全てを明記しているものではありません



9

5. 今後の手続きの流れについて



10

6. よくある質問

①整備はいつから始まりますか

- 本路線は県道のため、整備主体は埼玉県となります。
- この都市計画変更は、長期に渡って未整備となっている都市計画道路の見直しであり、具体的な整備時期が決まっているものではありません。
- 川越市としては、今回の見直しにより歩道未整備区間等について整備要望を行っていきたいと考えています。

②具体的に自分の土地に計画線がどのくらいかかりますか

- 現時点では、提示した図面でしか判断することが出来ず、詳細なお答えすることができませんが、このような質問が多くあることについて埼玉県と協議を行っていきたいと考えています。

11

③ 自宅・門扉等が計画線にかかる場合、補償してもらえますか

- 事業に着手し、詳細な測量を行ったうえで、都市計画道路区域内の建築物等については補償を行います。

④ 今後計画が元に戻ることはありますか

- そのような考えはありません。

⑤ 都市計画道路区域内で建築物を建てることはできますか

- 都市計画道路区域内で、建築（増築含む）する場合は都市計画法に基づいた許可が必要となります。
- 許可対象となる建築物は、階数が3階以下で地下階を有しないもの、主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これに類するものとなります。